

「自立」の現在的位相 日本の場合

吉崎 祥司(北海道教育大学)

1 「個の確立」が要諦とされてきた近代以降、「自立」はつねに肯定的な価値としてあり続け、思想世界を含めその意義が疑われることは多くなかった。

「自立」という価値規範が歴史的に肯定的な意義をもった（政治的・精神的な旧支配への対抗）ことは否めず、そして現在においても、一定の前提・条件（人間存在の本源的な関係性・相互依存性）のもとで、また一定の範囲で（とくに子どもや青年の発達の領域において）積極的な価値であることはたしかであろう。

[1 -]: しかし、日本社会の現在の政治的文脈で求められている「自立」は、歴史的なそれとは少なからず異なっている。今日政策言語として流通している「自立」は、歴史的に形成され、それなりの「普遍性」をもつようになった「自立」観念を、一方では不当に肥大化させるとともに、他方では矮小化し、特定の特異な方向づけを行なったものである。「肥大化」とは、「自立」の観念をその抽象性のままに、他の諸価値から切り離し、優越する価値とみなしていることであり、「矮小化」とは、身位的・経済的、政治的・社会的、精神的等の諸分枝からなる一総体（生の総体の実現をめざす能動的主体）としての「自立」を解体・分断し、もっぱら「経済（就労）的自立」＝「自助」を強要していることをさす。

すなわち、政策言語としての今日の「自立」を特徴づけるものは、基本的な諸価値の中からの「自立」の抽出、とりわけ人間存在の共同性・関係性からの切断（「依存」との対置＝相互依存性または「依存的自立」の否定ないし無視）、「自立」の「個としての自立」への収斂（「個人的自立」というイデオロギーの強要）、「自立」の経済的自立＝「自助」への収斂、「自立」の自己責任化、徹底した「自立」要求とまつろわぬ者・「自立に困難があるとされる者」の排除、そして現代帝国主義的な収奪や搾取にもとづく「自立」の「先進国」性（他律を強要する自立性）、などであろう。

[1 -]: とは言っても、現在の政治的文脈における「自立」が、歴史的かつ一般的な「自立」観念とまったく別なものであるわけではない。「自立」観念は、そもそもそのような矮小化や虚構性を許すものではあった。つまり、イデオロギーとしての「自立」概念の操作を許す要因が、歴史的に成立した「自立」観念そのものに抜きがたく内在していたのである。近代の「自立」観は、前近代的な中間集団の解体を客観的背景に、かつ中世的な支配（政治的かつ精神的な、経済的かつ社会的な全体的支配）への対抗原理の正当化という必要に迫られて、「自己労働にもとづく自己所有による自立の実現」*、およびそうした「自立した個人」の社会契約による秩序形成という論理構成をとることになった。この論理の特徴は言うまでもなく、「個人」である。「自立」は、論理的には自己完結的であり、他者を媒介しないものになっている。かくして、かの要因とは、端的には、「自己労働にもとづく自己所有」によって担保された「個の自立」という論理 近代市民社会の機軸をなす論理であっただろう。

*この「労働による所有」という論理において、そもそも労働しえない者が排除されていることはもちろん、「主婦の労働」には所有がともなわないし、「労働者の労働」もせいぜい所有の一部をわがものとしているにすぎない、などのことは言うまでもない。所有主体から女性、子ども、召使、植民地人等々が除外されているのであるが、この種の問題にはここでは立ち入らない。

2 ところで、今日政策言語として強調され、強要されている「自立」とは、あらためて、いったいどのようなものか。その実情と背景を瞥見しておこう。

[2 -]: 近年の日本政治を制覇した新自由主義が、大方の予想をはるかに超える激烈な社会変動を惹き起こし、なかでも、「自立」の根幹をなすとされた経済生活に関わって、人口の大きな部分にかつてない困難をもたらしていることについては、多言を要しない。

リストラ・合理化にもとづく正規雇用からの大幅な置き換えによって余儀なくされた、被雇用者の3分の1に及ぶ不安定・低賃金の非正規雇用。全就業世帯の少なくとも2割を超えた「ワーキングプア」（生活保護支給基準以下の低所得層）の存在、生活保護受給世帯や就学援助の顕著な増大などが示す生活の窮迫の進行。同様に、3分の1（在学者をいれれば5割弱、2人に1人）が正規雇用から排除され、低賃金と将来の見通しが不安な生活基盤のもとで結婚さえ手に届かないものになって

いる若者たち(20歳から34歳までで結婚している非正規雇用者は正規雇用者の4分の1)。社会保障・福祉のすさまじいまでの縮減・切り下げ(その結果としての、健康保険料を払えないがゆえの受診抑制による死者、「応益負担」ややホテル・コストなどの導入による個人負担増が惹き起こしている入所施設からの退所、生活保護給付の抑制が招いた餓死、等々の出来と増加)。そして、かつての「中流」を含む広範な層を覆っている生計への危機感と将来不安。

[2 -]: 新自由主義政治の強行がもたらしたこのような惨状は、しかしもちろん、そのままでは支配の正統性を保ち得ないものである。そこで、支配の維持に向けて編み出されたのが、一方では、グローバル競争に伍して生き残るための構造改革がなければ生活の崩壊は避けられない(すでに多くの人びとの生活が危機に瀕しているのだが)、という経済的危機の組織的な煽りと恫喝であり、他方では、「自立」=「自助」努力がいっそう必要であり、かつ自助努力がある限りは相応に報われる、といった説得のスタイルである。

この政策は、一部の上層の「努力」とその「成果」をより高い報酬によって顕彰することで人びとを叱咤督励しつつ、「努力が不足する者」に対しては、より少ない報酬を自己責任として容認するよう求め、また「努力しない者」に対しては、ほんらい報酬や何らかの援助を期待することが不当であるかの扱いをなす。同様に、「十分に自立している者」を称揚する一方、さしあたり「自立」してはいないが「自立意欲のある者」については、一定の限度までの援助を行なわないわけにはいかないとしても、その「意欲や努力の足りない者やない者」についての支援は、切り下げて(または切り捨てて)よいはずとする。このような政策の典型的に代表的で「露骨な例」が、たとえば、「リハビリ治療の期間制限」(医療機関で「最長180日」)問題であろう。そこには、自立が期待できそうにない人間には社会的コストをかけない、つまり社会保障・福祉の対象から自立が困難な者(ほど)を排除する、という政策企図があらさまに示されている(「健康で文化的な必要最低限度の生活」の支持という普遍主義から、「低コストの選別システム」への社会保障・福祉の転換。加えて、「依存」しながら「必要最低限度の生活」をなどはもってのほかだ、あるいはワーキングプアより高水準の最低限保障水準は切り下げるべきだ、等の機運の醸成)。

[2 -]: こうした政策の狙いと現実的効果が、社会保障・福祉コストの削減にあることは言うまでもない。それは、「小さな政府」(しかし「強い国家」)の実現をめざす新自由主義政治の最重要の政策課題であった。しかも、その新自由主義政策それ自体が、社会保障・福祉コストを増大させる必然性をもつ(リストラ・生活の窮迫等による社会支出需要の増加)以上、コスト削減はいっそう徹底したものとなるほかない。そうした矛盾を解くための方法は、基本的には公的支援の廃止の方向ということになる(経済財政諮問会議「日本21世紀ビジョン」2005年:「自分たちのことは官に頼らず自分たちが行なう」)。「甘えと依存を助長・拡大した福祉国家」なるもののいっそうの圧縮が課題であり、「過度の公的援助体質からの脱却」と「依存体質の福祉受給者の排除」が当面の目標となる。そして、そうした政策に対する「国民的合意」調達のために必要とされたのが、「自立」イデオロギーであり、利用されたのが、「やる気のない者への公金支出など許せない」という大衆感情である。

3 現実に進行しているのは、このような「自立」の強要であり、それは本来、多くの人びとにとって、決して心地よいものではないはずである。にもかかわらず、このような「自立」政策が通用しているのは、なぜか。

[3 -]: 多数派による政権支持というかたちで、このような政策が社会表面での「国民的」合意を得ているのは、生活の安定の競争的確保(「グローバル競争での生き残り!」)という脅迫的雰囲気によって押し付けられることさながら、新自由主義流の「自立」観が、たしかに大衆的な共感を得ているからである。そして、「自分のことは自分で賄うべし」と観念されがちな「自立」が、いよいよ容易ではなくなり、生活の厳しさがますます実感されている折柄、少なからぬ人びとにとっていまや、「意欲」も「努力」もなしに公的援助を受け(続け)るなどは、唾棄すべき「依存」であって、認めがたいものである(抑圧の下方委譲の心理)。いまや「自立」=「自助」の観念は、各人がそれぞれで、何としてでも達成しなければならない責務と感じられている。そして、その切実さにおいて、以前にもまして大衆的支持を受け、庶民の目標として機能しているかに見える。

[3]: そうした意識を根底においてささえているのは、ところで、「個としての自立」という近代的表象と資本主義的近代における人間関係の全面的「物象化」である。

「自立」はふつう、できるだけ他人に面倒や迷惑をかけないこと、「人の手」を煩わさないこと、などと表象されている。若者にとって「自立」とは、「誰にも頼らずに自分のことができること、自分自身の生活ができること、身の回りのことが自分にできること」であるとする近年のアンケート結果も、「自立」についてのそうした一般的通念を裏付けている。「誰にも頼らずに自分のことができること」は、しかし、「誰にも頼らずに生活できること」を必ずしも意味しない。というのも、自明ながら、人はみな社会的分業（相互依存・頼り合い）をつうじてはじめて生活する（生活物資やサービスを得る）ことができるからであり、本源的に「誰にも頼らずに自分のことができること」などはありえない。にもかかわらず、「ひとりでもやっていける」という表象が成立しているのは、商品生産と交換が普遍的なものとなった資本主義社会に固有の「物象化」によるものである。この全面的に物象化した社会関係のもとでは、ひとは貨幣を手にするによって、他の具体的な人格と没交渉のまま、生活できる（物資・サービスを自由に購入できる）という感覚がえられる。貨幣をもってさえいれば、他に依存することなく経済的に「自立」できる（そして、「自立」を「経済的自立」に収斂させるのが資本主義の歴史的に必然的な傾向であった）という思い込み・倒錯が生じたのである。

[3 -]: そのさい、ところで、「誰にも頼らずに」ひとりでもやっている「自立」した人間とは、必要な物資やサービスを買う十分な貨幣をもっているか、またはそれだけの貨幣を稼ぎ出すことができる者でなければならない。じじつ、近代市民社会の「自立した個人」とは、まず資産家であったし、ついでやがて経済的に「自立」しうる賃金労働者（家族賃金の稼得者）であった*。しかしまず、「誰にも頼らずに自分のことができること」としての「自立」なかんづく「経済的自立」が可能なのは、じっさいには、条件的・偶然的、一時的・部分的である。「健康で働き盛り」であっても、景気変動による失業や労働需要の減少などによって就労が可能かどうかは偶然的であり、また人生のうちで就労できる期間は（平均しておおよそ半ばと）限られており、さらに男性に比して女性の就労による「経済的自立」は少なからず困難である。等。「自立」の可能性は、経済動向や「労働・生産」能力、性別や年齢・世代、さらには国籍等々によって客観的に条件づけられており、個々人の努力や意欲には還元できない。つまり、人びとの大多数において、「誰にも頼らずに自分のことができる」ことなど現実にはありえない。

* フレイザー/ゴードンは、「依存」概念の系譜を、前近代社会のスティグマなしの「依存」=「従属」から、近代の産業社会における「賃労働」（=従属）の「自立」への地位上昇と「依存」の分化（「良い依存」たる家事労働と「悪い」福祉依存）へ、さらにポスト産業社会におけるすべての「依存」のスティグマ化、として分析する。

[3 -]: 第2に、「自立」のために必要な貨幣を稼ぎ出す「能力」をもつのはもっぱらその当の「個人」である、というのも正しくない。「個人の能力」と言っても、それは例外なくつねに、通時的かつ共時的に他者・社会によって媒介されている。つまり個人はその能力の多くを社会に負っており、その能力の行使にもとづく労働の成果も、全一的に当の個人にだけ属するようなものではなく、多く社会に還元されるべきものでもある。もっぱら「個人の能力」によって「自立」が可能である、「自分の能力を使うさいに他人の世話になっていない」、などということはある。その意味で、「能力の共同性」もまた、「自立」の相互依存性、より適切には「依存的自立」という自立の本源的なあり方を示している。

要するに、「自立」とは、誰にも面倒や迷惑をかけず、誰にも頼らず助けを請わず、他人の手を借りずにやっていくということではなく、相互に依存し、援助し合いながら、頼りになる共同体を維持するための義務を果たす（「一人前」）一方、そうした関係性を楽しみつつ、より豊穡で非抑圧的なものへと作りあげていく共同の努力と別のものでないだろう。

こうして、「自己労働にもとづく自己所有」という論理、およびこの論理によって担保される「個の自立」というテーゼは、根幹において誤っている。けっして個人完結的でありえない労働は他者=社会を媒介しており、所有は「社会的成分」をその大きな部分として含む（これは共同の福祉の原資でもある）、そしてそのように、「自立」は本質的に相互自立的であり、「個人的自立」は、当の個人にとってはそれ自体固有で重要な意義をもつことは当然としても、「依存的自立」のいわば一側面にとどまる。その意味で、「自己労働にもとづく自己所有」、およびこの論理に担保された「自立」は、イデオロギーではない。

[3 -]: 「自立」観のこうした近代的制約性が批判的に対象化されないままに、新自由主義イデオロギーの喧伝のもとで、「自立」はいよいよ孤立的なものとして観念されていくようになる。しかも、「自立」を一定程度公共的・制度的に支える福祉国家がきわめて未成熟なままに、その解体的再編に入った日本のような場合はとくに、「自立」の共同性を認知しうる場所・場

面は少ない。

そして、あくまで個人としての「経済的自立＝自助」を要求し、この要求に応えない者・応え得ない者を排除しようとする新自由主義は、あたかも人間の「存在」そのものを脅かしかねないものとなっている。「自立」の強調はいまや、働き盛りの多くの人びとの「生活不安を宥進し、その生活保障を根こそぎ危うくしている」(竹内*)。そしてとくに、「特定の産業構造において 生産 をめぐって構造的・固定的に周縁化され、そのことによって人生全般にわたって不利益が増幅していくような社会的位置におかれている」高齢者や障害者、若者や女性の境遇が極端に悪化している。新自由主義的な「自立」要求のもとで生起しているのは、生活＝生存の基盤が(負担能力＝「応益負担」によって脅やかされるなど)国家の恣意によって左右され、その範囲内でしか「存在」が認められないという現実であり、貨幣を媒介とした市場的な数値的評価による財の分配のもとでしか「自己の肯定」が適わないなど、多くの人びとの「価値を奪われた存在」への貶化である(福島・星加**)。

* 竹内章郎「格差・差別・不平等」、『賃金と社会保障』2006年5月上旬号所収、参照。

** 福島智・星加良司「存在の肯定を支える二つの基本ニーズ」、『思想』2006年3月号所収、参照。

4 こうして、新自由主義的イデオロギーの一環として機能する「自立」の前提にあった、近代的な「自立」観の制約性が問われなければならない。「自立」は、それほど当たり前の価値でもなければ、無条件に肯定されるような価値でもなく、「無批判的によりかかってすませられる言葉ではない」。

[4 -]: 何よりもまず、人間存在は本源的に關係的・共同的であり、相互依存的である。「自立」は關係や能力の共同性を前提しており、關係の中に「自立」がある。人間の本質的な存在様式は「社会的諸關係のアンサンブル」であり、「自立」ではない。「自己完結的な個人」という近代的思惟は、人間が、時間的・空間的かつ個体的・身体的有限性をもち、相互主体的な關係性のもとにあることの認識を欠如したものであり、「自立した個」という理念は虚構である。

近代的な「自立」観のそうした根本的な制約性をいわば極限にまで推し進め、醜悪なまでの様相をみせている新自由主義的な「自立」要求に対して、したがって、少なからず抽象的な「人格的自立」に帰結しかねない、総体としての「人間的自立」を一般的に対置することも、またもっぱら主として政治的主体形成を意図した「市民的自立」を強調すること(近年の思想的トレンドたるシティズンシップ論)も、必ずしも的を得ていないだろう。

[4 -]: かくして、「集团的自立」による以外に諸個人の「自立」を実現することはできない。「集团的自立」という用語そのものには歴史的な陰影がつきまわっており、とくに知的世界での汎用には抵抗も少なくないだろう。そして、現在の体制がまさしくその一つであるブルジョア的支配への対抗としての「集团的自立」が、抑圧の側面を含むこともたしかであるし、この側面の作動範囲がおのずから機制されているというものでもない。その意味では適切なコントロールの機制が必要であるばかりでなく、本質的にはこの側面は克服され、いわば「共同的自立」として止揚されるべきものではあろう。しかし、「社会的弱者への権利侵害の跋扈」ともいうべき現在、福祉国家もまた「集团的自立」の現実的かつ具体的な形態にほかならないという認識のもとで、「集团的自立」を確立することが急務となっていると考えられる。そして、教育や陶冶における「自立」も、何よりもまず集団や共同の努力、信頼や依存することの大切さなどについての教育でなければならないだろう。

[4 -]: とところで、そうした「集团的自立」を制度的に担保し機制するものは「社会権」、「社会的基本権」であろう。現在の新自由主義政策が生活や福祉、教育の領域にもたらしている壊滅的なまでの打撃は、とりもなおさず「社会的基本権」の蹂躪である。多くの人びとがリストラ・不安定雇用と低賃金、生活困難と将来不安の只中に追い込まれており、子どもたちも格差の固定化のもとで呻吟している現状は、まさしく生存権と労働権、社会保障権と教育を受ける権利の著しい侵害であろう。「社会権」の確保・確立は、多くの人びとが「健康で文化的な必要最低限度の生活」さえも奪われている現状を変えていくうえでの、歴史的な普遍性を担った、具体的な制度的保障である。たしかに、「社会権」もまた市民法的秩序の枠内での人権ではあった。その意味では、たとえば「私的所有権」を論理の中核とする「市民権」を制約するような「社会権」の再構成が必要であろう。「社会的シティズンシップ」論は、そのような可能性をもつものとしての彫琢が期待されている。

[4 -]: さいごに、「集团的自立」あるいは「依存的自立」をめぐる思想的課題をあらためてあげるとすれば、「自立」と「依存」の対置を止揚すること(併せて「自立」、「依存」、「従属」などのカテゴリー系の周到な吟味を行なうこと、 哲

学的自立論としては、関係性の論理を媒介させること（ミースの言う「自立という目標と豊かな関係性を築いていくという目標」との緊密な結合、あるいは自立概念の相対化） 政治的自立論については、社会権的自立を視野に入れること（および「抑圧する自立」の問題化）そして、いかなる「属性」や「状態」にもかかわらぬ「ありのままの存在の肯定・回復」という基本視点から社会権の再形成を試みること（いわば生産能力の有無・高低にかかわらない自立概念の追求）などであろうか。